

監査請求に関する決議について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 安芸高田市議会議員 芦田 宏治

賛成者 安芸高田市議会議員 先川 和幸

監査請求に関する決議について

別紙のとおり

監査請求に関する決議

地方自治法第 98 条第 2 項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

1 監査を求める事項

「空き家を活用した定住 PR 業務」、「地域おこし協力隊活動サポート業務」、「地域おこし協力隊募集支援業務」、「スマートフォン教室開催支援業務」、「入城 500 年映像記録撮影業務」、「入城 500 年記念デザイン業務」における、以下の 4 点の入札業務の執行について

- (1) 安芸高田市地域おこし協力隊員設置要綱では、市と契約を行う受託業者と雇用契約のあるものを協力隊員とするよう示しているが、契約を締結した協力隊員はアキタカーターズズの職員ではないが、安芸高田市地域おこし協力隊員設置要綱に反するのではないか。
- (2) 令和 2 年から令和 5 年まで全て 1 者の随意契約となっているが、安芸高田市財務規則には、随意契約の見積書の徴収では第 100 条で契約担当職員は、随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上のものから見積書を徴さなければならないとなっており、財務規則や地方自治法に反するのではないか。また、この間、見積もり書提出から契約までの金額が同額となっているが、このことは適正な事務と言えるのか。
- (3) 受託業者の支出が契約書通り適正に支払われているか。
- (4) 「入城 500 年映像記録撮影業務」、「入城 500 年記念デザイン業務」、「スマートフォン教室開催支援業務」については、参考見積書を徴収しない中で設計金額を作って予定価格と同額で応札しているが、この契約について問題はないのか。

2 理由

先般、議会に提出された調査要望書について、疑義があったため、業務の執行方法等の経緯等、執行部から資料の請求及び説明員の出席を求め、「空き家を活用した定住 PR 業務」、「地域おこし協力隊活動サポート業務」、「地域おこし協力

隊募集支援業務」、「スマートフォン教室開催支援業務」について、具体的に説明を求めることとし、令和6年10月21日所管事務調査を実施した。

所管事務調査の結果、上記事項の4点について監査請求をし、その結果により議会としてどのように対応するか判断するべきであるという結論に達したため、監査委員の意見を求める。

以上、決議する。

令和6年11月28日

安芸高田市議会